

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めたので告示する。

令和3年2月3日

下呂市農業委員会 会長 金森 茂俊

1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項が適用されない農地については現行の別段の面積（下限面積）10アールの変更は行わない

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

1) 方針 現行の別段の面積（下限面積）を次のとおり設定する

指定地番	下限面積
金山町岩瀬字紺屋会津878番	0.01アール
金山町岩瀬字紺屋会津879番1	
金山町岩瀬字紺屋会津881番	
金山町岩瀬字紺屋会津882番	

2) 方針 現行の別段の面積（下限面積）0.01アールを次のとおり解除する

指定地番	下限面積
馬瀬西村字沼287番1	10アール
萩原町萩原字大木ノ下765番6	
萩原町萩原字大木ノ下766番4	
萩原町萩原字大木ノ下767番2	
小坂町小坂町字セノ967番1	

3. この告示は 令和3年2月3日 から施行する。